

A 取組の背景と目的（概要）

【取組の背景】

- ・事業想定区域の7筆の土地は、平成4年に密集家屋の火災があったが、そのままの状態では27年が経過しており、周囲は草木等が繁茂し、また、建物の残骸等で危険な状況である。
- ・7筆のうち、1筆は所有者が存在しており、平成30年に市より適正管理依頼の文書が所有者に届いたため、自己所有地の瓦礫の撤去を行ったが、隣地の残骸が危険な状況にあり、緊急性を感じたことから地域福利増進事業の活用を検討した。

【事業概要・取組経緯】

- ・地域福利増進事業の活用等によって「地域菜園」もしくは「防災空地」を空地に整備にする。
→第6号 公園が該当する施設と考えられる。

B 対象地の概要・事業の概要

- 所在：兵庫県川西市（対象筆数：7筆）→駅から徒歩10分の高台に位置する閑静な住宅地
- 所有者不明土地の状況
- ・火災跡地で家屋残骸が残る。本事業申請者の土地以外の筆のうち、1筆は相続人が確認できているが、残る筆は所有者不明の状態。また、滅失登記もされていない。

対象筆の位置関係



事業対象予定地の現況



資料) 公図に加筆

D 取組内容

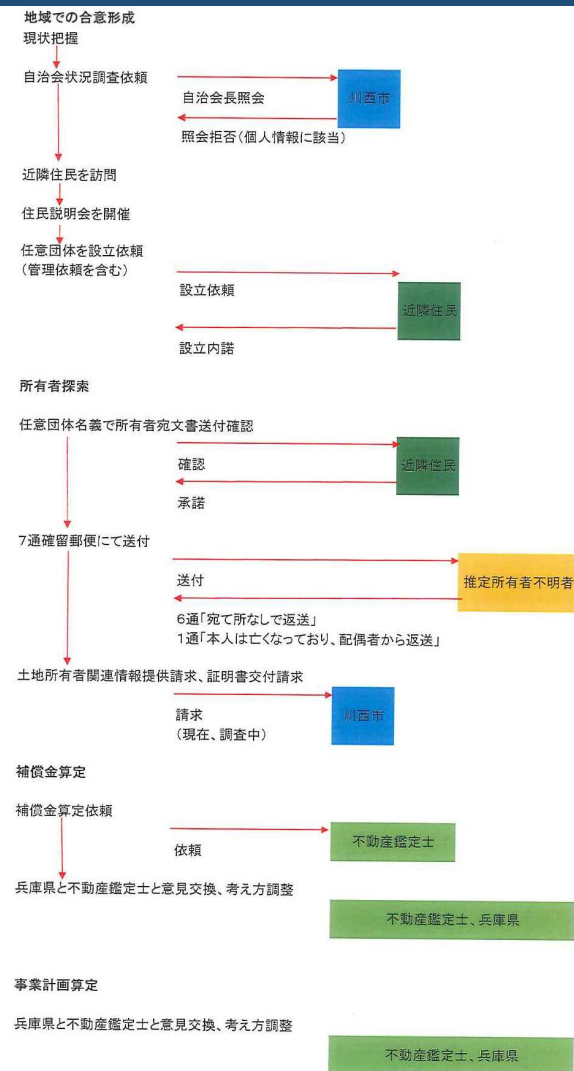
■ 地域との合意形成

【住民の参画意識の醸成】隣接地主が第三者の協力を得ながら事業化を進めていくためには、多くの団体や人に関係者になってもらう地道な話し合いが必要である。特定の立場からの意見だけでなく、固定概念を持たずに、話し合いを行っていく必要がある。これらの積み重ねにより、地域住民と調整し、地域福利増進事業の実施主体となり得る任意団体が発足した。

■ 所有者探索

【現地での聞き込みによる所有者情報の取得】自治会等近隣住民が所有者情報を持っていることもあり、聞き取り調査も効果がある。

C 取組の流れ



■ 補償金算定

【補償金算定に必要な調整】補償金算定の際には、無道路地の場合の隣接地の通行承諾書や具体的な事業計画による用途の確定、境界の確定が必要である。大まかな見通しの把握のために、仮定をおいて補償金を算定した。

■ 事業計画書作成/裁定申請

【裁定に向けて必要な事項の確認】事業計画の裁定に向けて必要な事項について県と確認を行い、事業の実施に向けて境界確定等が必要であることを確認した。